

総務文教委員長報告

総務文教委員長 長濱 賢一

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、議案第37号 専決処分の承認について（鳴門市税賦課徴収条例の一部改正について）ほか議案2件であります。

当委員会は、6月22日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案1件については承認、議案2件についてはいずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、議案第37号「専決処分の承認について（鳴門市税賦課徴収条例の一部改正について）」は、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたものであり、事務執行上、急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

委員からは、森林環境税については、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、市町村において、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が課税され、その税収は、全額が森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されるとのことであるが、先行して、森林環境譲与税は令和元年度より、譲与されているがその財源はどのようになっているのかとの質疑があり、理事者からは、令和元年度は譲与税特別会計における借入金により対応し、以降令和6年度までは地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用することとしており、令和4年度は、本市においては833万4,000円が譲与されたとの説明がありました。

また、委員からは、都道府県・市町村に譲与される森林環境譲与税の額の算出基準等について質疑があり、理事者からは、国が私有林人工林面積、林業就業者数、人口により按分し譲与することになり、森林環境譲与税の用途については、間伐、人材育成・担い手確保、木材利用促進、普及啓発等に限定されているとの説明がありました。

次に、委員からは、軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し等についても、森林環境税の導入と同じように温室効果ガスの削減などを目的としたものと同じと考えてよいのかとの質疑があり、理事者からは、燃費性能がよいものや、二酸化炭素を排出しない車などを増やすことにより、温室効果ガスの削減を通じ

て地球温暖化を抑制することは世界的な流れであると考えているとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で承認いたしました。

次に、議案第41号「鳴門市火災予防条例の一部改正について」は、消防法施行規則等の一部が改正されたことに伴い、電気自動車等を充電するための急速充電設備の取扱いについて見直しを行うなど、所要の改正を行うものであります。

委員からは、EVの普及が進み大容量の急速充電設備が必要となってきたことが、市内には一般的な一体型の急速充電設備ではなく、充電ポスト型の急速充電設備はあるのかとの質疑があり、理事者からは、1事業所あるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第42号「鳴門市青少年会館条例及び鳴門市市場・川崎児童館条例の一部改正について」は、鳴門市青少年会館及び鳴門市市場・川崎児童館を人権福祉センター内に移転することから、条例で定める各施設の位置について、所要の改正を行うものであります。

委員からは、鳴門市青少年会館と鳴門市市場・川崎児童館を利用している人数について質疑があり、理事者からは、一日平均15人程度であるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。

御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。